

大野市総合計画・総合戦略推進会議設置要綱

(令和3年3月25日告示第94号)

(設置)

第1条 大野市総合計画（以下「総合計画」という。）の進捗状況の検証並びに大野市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の進捗状況の検証及び策定を行うため、大野市総合計画・総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び改訂並びに施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 専門分野における有識者等
- (2) 関係団体から推薦があった者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 推進会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に専門部会長を置く。

4 専門部会の会議は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、行政経営部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。